

事 務 連 絡
平成28年4月17日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会全国保育協議会 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

災害により被災した保育所等への対応について

「熊本県・熊本地方を震源地とする地震」の発生に伴い、避難生活が必要になった高齢者、障害者等（子どもを含みます。）の要援護者の受け入れに係る緊急的対応及び職員の応援派遣について、別紙のとおり、各都道府県・指定都市・中核市あてに事務連絡を発出させていただきます。

保育所等の安全対策、避難対策等にも柔軟に対応いただいているところと承知していますが、別紙内容について、貴団体の所属会員に確実に周知いただきますようお願いいたします。

また、被災地域における保育所等の状況把握や保育所等への支援などについて、下記に掲げる事項により、必要な支援等への配慮をお願いいたします。

なお、利用児童以外の子どもを含めた保育所等での受け入れの弾力化や被災した方に対する保育料の減免措置などについては、都道府県等に対しあらためて通知を発出する予定ですので、貴団体の所属会員に対しても、あらかじめ周知方よろしくをお願いいたします。

また、この事務連絡における「保育所等」は、保育所や認定こども園のほか、地域型保育事業を含めてお考えください。

記

1 被災地域における保育所等の状況把握について

被災地域にある保育所等の物的・人的被害の状況や、開所できているかどうか、開所できない場合、その問題点（断水・給食設備の損壊等）について早急に把握に努めていただきますようお願いいたします。

2 被災地域における保育所等の対応について

開所が可能な保育所等において、開所ができない保育所等を利用する子どもや緊急的に一時的な預かりが必要な子ども等について、自治体と連携し定員超過による受け入れを行うなどの支援を行っていただくよう、貴団体の被災地域の支部や所属会員に対し、積極的に周知を図っていただきますようお願いいたします。

この場合、定員を超過した子どもの受け入れにより公定価格が減額となる取扱いに係る利用人数の算定上は、当該児童は含めない等配慮を行う予定です。

また、こうした特例的な受入れに必要となる物資や保育士など必要となる人員について、県域を超えて物資支援や保育人材の派遣ができるよう、貴団体として必要な支援を行うなど配慮いただきますようお願いいたします。

3 被災した保育所等に対する支援について

今回の震災により被災した保育所等のうち、被害が大きく、開所ができない保育所等について、上記1により把握した保育所等の被害状況を踏まえ、また、自治体からの要請があった場合、早期に保育所等の機能が回復できるよう、被災地域や近隣の団体支部又は貴団体から、直接、おむつやミルク、離乳食等必要な物資の支援、必要となる保育士の派遣の支援など配慮をお願いいたします。

4 被災地域における保育所等による支援について

避難所等において、おむつやミルク、離乳食等の物資の不足等がある場合にその提供を行うことや、避難所等における一時預かりを含めた子どもへの支援を行うなど、自治体と連携し、保育所等が自主的に被災地域での支援を行っていただくよう、積極的に周知を図っていただきますようお願いいたします。この場合、支援を行う保育所等に必要な支援等を行っていただくよう、被災地域や近隣の団体支部、所属会員に周知いただくとともに、貴団体自身も支援を行っていただくよう配慮をお願いいたします。

5 被災地域の復旧に向けた中長期的な支援について

復旧が長期化する保育所等や被災した一部の方は引き続き支援が必要となることが想定され、この場合、中長期的に支援を行っていくこととなることから、貴団体におかれは、状況を注視しつつ、自治体や団体支部、所属会員と連携し、被災地域の保育所等において子どもの柔軟な受け入れなどが継続して行えるよう、あらかじめ支援体制を検討していただくようお願いいたします。

6 これらの支援に当たっては、物的・人的支援を被災地に安定的かつ速やかに投入する体制整備が必要不可欠であることから、被災地域や近隣の団体支部等と連携・調整し、現地での物資の供給ルートや派遣する人員の受け入れ体制の確保について配慮願います。

(別紙)

事 務 連 絡

平成 28 年 4 月 17 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局 御中
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課

高齢者、障害者等の要援護者への緊急的対応及び職員の応援派遣について

1. 「熊本県熊本地方を震源とする地震」の発生に伴い、避難生活が必要となった高齢者、障害者等の要援護者については、緊急的措置として社会福祉施設（介護老人保健施設を含む。）への受入れを行って差し支えありませんので、要援護者の受入れに係る対応に万全を期していただきますようお願いいたします。
2. 被災地域における社会福祉施設等の入所者等の生活を確保するため、職員の確保が困難な施設については、広域的な調整を行いつつ、他施設からの職員の応援派遣について、関係団体や個別の施設設置者への協力要請などにより必要な対応を図っていただくようお願いいたします。なお、厚生労働省から関係団体に対して、既に協力要請を行っていることを申し添えます。

また、都道府県間での派遣が必要となった場合には、国において調整を図ることとしていますが、具体的内容については、後日お知らせしますので、ご了承下さい。